## 令和2年10月7日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 10 月 7 日 (水) 14 時 00 分 ~ 16 時 35 分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件 議案第20号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出
  - 2) 非農地証明書について
  - 3)業務報告・予定
  - 4) その他

## 出席委員 19名

1番	宇	Ш	傳	治		11番	石	丸	正	明	
2番	田	悟	敏	子		12番	谷	口	修		
4番	坂	田	信	_		13番	宮	西	勝	昇	
5番	日	光	善	治		14番	加	賀	谷	良	雄
6番	三	輪	和	雄		15番	髙	田	太	衛	
7番	吉	江	秀	_		16番	碊	善	秋		
8番	前	田	真	_	郎	17番	木	村	鉄	雄	
9番	西	尾	和	三	郎	18番	沼	田	吉	雄	
10番	多	田	博	次		19番	渋	谷	忠	司	
						20番	唐	島	隆	夫	

欠席委員 3番 中 村 重 樹

令和2年10月7日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	議案審議の前に、農地パトロールを行いたいと思います。農地パトロール終了後、こちらに戻り、議事に入りたいと思います。それでは、事務局より農地パトロールについて説明をお願いいたします。
事務局	(農地パトロールについて 説明) それでは、ただ今から出発いたします。正面玄関にマイクロバスを用意しておりますので、農地パトロール調査箇所の資料をお持ちのうえ、バスに乗車してください。
	〈農地パトロール〉
会長	皆さん、ご苦労様です。最初に見た所は、農地としてどうにかなるのではないかというお話もありましたが、後継者がおらず、あのような状態になったのではないかと思います。そういう所がまだたくさんあるかと思います。他にも、雑草がたくさん生えていて、どうなっているのか確認もできないような大変な状態の所もありましたが、今回の農地パトロールを参考に遊休農地の判断をしていただきたいと思います。
会長	それでは、ただいまから小矢部市農業委員会10月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、中村委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。6番の三輪委員さん、7番の吉江委員さんにお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。  ○議案第17号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件 ○議案第18号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件 ○議案第19号

	「農地法第5条の規定による許可申請について」 計4件 ○議案第20号 「農用地利用集積計画の制定について」 以上、4件の付議議案となっております。 それでは議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。 受付番号5番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は1,878 ㎡となっております。譲受人が○○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については1ページと2ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、受付番号5番について、○○地区担当の○○委員さんより、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、報告させていただきます。申請地は○○の向かいの方になります。国道○○号線沿いで、1つの圃場を半分にされた所です。譲渡人が父親、譲受人は息子さんで、生前贈与になります。現在、○○さんが耕作されており、今後も農地として活用されることも確認して参りましたので、よろしくお願いします。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第17号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第17号については「承認」と

[	
	いたします。続いて、議案第18号「農地法第4条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号4番は、申請者が○○さんです。申請地は○○427-2、外3筆で合計面積が257㎡、防風林や農機具格納庫敷地の拡張ということで、昭和48年頃から違反転用されており、今回転用申請がされたものです。位置図については、3ページから5ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、受付番号4番、申請者が〇〇さんの件について報告いたします。本人に確認をして参りました。昭和48年に、〇〇さんの父親が住宅を増築された際に、周りに防風林や農機具格納庫、畑等を造られたそうです。今回、現在の格納庫が手狭になり、将来的にもう少し大きい物を建てたいということで違反転用であったことが判明し、申請をされました。この際、農地と住宅に区切りをつけたいということで、土留めをして、周囲に擁壁を造りたいということです。水の使用は全くなく、生活用水は下水が管理されており、雨水は、住宅前の県道の側溝に排水されております。始末書も提出されております。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第18号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として議案第18号については「承認」といたします。続いて、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申

	まについて」 東致日上り説明していただキナナ
	請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第19号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。 受付番号27番は、所有権の移転ということで譲受人が○○さん、譲渡人が○○さんです。○○さんは○○さんの奥さんの父親になります。申請地は○○450·3、地目は田で、面積が332㎡、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、6ページから10ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号27番について、調査報告をお願いします。
○○委員	それでは、報告をさせていただきます。譲渡人が〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇さんです。〇〇さんは、〇〇さんの娘さんのご主人で、親子関係です。〇〇さんは以前借家にお住まいでしたが、お子さんも大きくなり手狭になってきたため、義父の〇〇さんに相談されたところ、こちらの申請地のお話になったそうです。〇〇さんの自宅からも近い 450·1 の内、332 ㎡を分筆されて、所有権の移転の申請をされました。将来的には義父母の世話もしたいということです。土地改良区の意見書も添付されておりますし、町内会の各役員、隣接耕作者の同意も得ておりますので、よろしくお願いします。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号28番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号28番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。申請地は〇〇2352-1、外10筆で、合計面積が102.18㎡、農業用機械及び資材置場敷地として平成8年3月頃から違反転用されており、今回転用申請がされたものです。位置図につ

[	
	いては、11 ページから 13 ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致して おりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号28番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、報告いたします。〇〇2352-1、外10筆、計11筆になります。昭和47年に、〇〇さんと〇〇さんで売買が成立しておりましたが、そのまま無登録で現在まで至ったという状況です。今回、〇〇さんが相続の関係で台帳を調査したところ、売買が成立していたにも関わらず、今まで無許可だったということが判明し、今回の申請になりました。〇〇が設立された昭和8年から大型の農機や資材置場になっており、建物はありませんが、現実的に必要な場所であり、他の場所にそれらを持っていくことは困難であるということです。隣接の耕作者や町内役員の同意書も提出されており、始末書も提出されております。また、こちらは土地改良区の受益地外の土地であります。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
○○委員	これは、売買されていたけど、届出をしていなかったということですね。
○○委員	用水と〇〇さんの土地との間に田があったそうで、それを売買していましたが、無許可のまま現在に至っていたということがわかり、今回申請されました。
○○委員	無許可であったということですが、こういう場合のペナルティは 始末書だけですか。
事務局	違反転用の案件ということで、提出していただく必要書類は始末 書になります。それをもとに県で悪質かどうか等を判断して、許可が 出るか、農地に戻すかといったことになります。

∧ <b>⊨</b>	140-140 1 2 - Long 110 - 511 51 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
会長	他に無いようですので、次に、受付番号29番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号29番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。申請地は、〇〇850-1、外2筆で、合計面積が343㎡、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、14ページから16ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号29番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは報告させていただきます。まず、位置図の14ページをご覧ください。譲受人の〇〇さんのご自宅が、申請地から1軒間においてあります。現在、ご両親と同居されていますが、手狭であるため申請地に新築をするということです。譲渡人の〇〇さん所有の申請地は3筆ですが、1枚の田んぼになっており、きれいに管理されております。位置図の16ページの計画平面図を見ていただくと、左側と上側に道路がありますが、土だけの畦道を広くしたような道路です。住宅の前にU字溝の用水路があり、左側の道路を挟んだ土地は畑になっています。右側の農地は、草刈り等の手入れはしてありますが、何も耕作されていません。用水の下流に1枚だけ耕作されている田んぼがあります。町内で管理されているそうです。宅地にされても、周囲に影響はないように思われます。
会長	ご苦労様でした。それでは、ただいまの件について、ご質問等はご ざいませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号30番についての審議に移りますが、申請地が○○さんの土地であり、関係があるため、一旦ご退室いただきます。
	〈○○委員 退室〉
会長	それでは、受付番号30番について、事務局より説明をお願いしま

	<u></u>
	す。
事務局	まず、補足説明をさせていただきます。今ほど、〇〇委員がご自分の申請地ということとで退室されましたが、農業委員会等に関する法律の中に、農業委員会の委員は、自分や同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっているため、退席されたものです。それでは、受付番号30番について説明いたします。賃貸借権の設定ということで、賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。所在地は、〇〇139-8、面積が960㎡で、農業施設及び社員駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから19ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号30番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、報告いたします。〇〇さんにお話を伺ってきました。位置図の17ページにある〇〇交差点の農機具格納庫等がある所に、精米機が置いてあります。そちらで、土日祝日に、〇〇で収穫された農産物を直売されており、週末は大変混雑するそうです。交通量も多く、駐車場もないので大変危険であるということで、今回の申請地を選ばれました。次に、位置図の19ページをご覧ください。農産物の販売所、来客用、並びに従業員の駐車場、手前に資材置場、奥の方に精米機を置きたいということです。排水は、土留めをして、ここから側溝に排出するということです。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等が ありましたら、お願いします。
会長	無いようですので、議案第19号については「承認」としてよろし いですか。
全委員	異議なし。

会長	それでは「異議なし」として、議案第19号については「承認」といたします。それでは、○○委員にご入室いただきます。
	V 7にしより。 C40 C1は、○○安員にこ八主V 7にたさより。
	〈○○委員 入室〉
会長	それでは続きまして、議案第20号「農用地利用集積計画の制定に
	ついて」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第20号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたしま
	す。内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますよう に、
	「10年以上」の新規の利用権設定が10件で、面積が75,592 m <sup>2</sup>
	となっております。
	「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」
	は、ありません。申請の内容は、6ページから7ページに記載のとお
	りです。また、配分先(担い手)は別紙にて記載しておりますのでご
	確認ください。
	これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要
	件を満たしていると考えております。以上です。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、議案第20号については「承認」としてよろし
五尺	いですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第20号については「承認」と
	いたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。今回、協
	議事項はありません。
	次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明
	1)農地法第3条の3第1項の規定による届出
	2) 非農地証明書について
	3) 業務報告・予定

	4) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
事務局長	本日の農地パトロールの現地での件を含めまして、いろんなことを一度に説明しましたので、どういったことでもご質問していただきたいと思います。
○○委員	新任委員に、クマよけの笛や鈴は渡されましたか。
会長	継続の委員は持っているので、事務局の方で新任委員の分を用意 していただけないでしょうか。
事務局	こちらで用意をして、至急、新任委員にお渡ししたいと思います。
○○委員	非農地かどうかの確認は、野帳を基にピックアップされているのか、登記の方で確認されているのですか。
事務局	野帳です。
○○委員	野帳だと、ほとんどが農家の方で、毎年2回提出されていると思いますが、2本線で消すと簡単に野帳から落ちるのですか。登記とはまた別だと思いますが。
○○委員	落ちると思いますよ。1枚の田んぼの中で筆数がたくさんあれば、何を耕作するかとか、耕作者の変更とか、筆数は落ちます。野帳では番地はわかりません。現地を見て、田んぼかどうかを調べるときに、野帳で調べてもわからないので、登記で二重の調査をされていると思います。
事務局	こちらの選定方法は、まず野帳で3年連続休耕になっている所を確認して、皆さんに利用状況調査を行っていただく所としてピックアップしております。そして非農地として判断されたものについては、非農地通知というものを本人にお渡しして、登記の地目を変えていただくという流れになっています。野帳については、いなば農協の方にも非農地通知の結果を送っておりますので、野帳からは、落ちて

1	
	いると思います。ただ、農業委員会の農地台帳では除外されております。
○○委員	私が聞きたいのはそれ以前の話です。非農地の対象となる野帳の話で、所有者さんが、今年は田んぼを作らないでおこうと2本線で消すと、簡単に野帳から外れるのですかということです。そうなると、調査対象から外れますか。
事務局	野帳で、ご自分で、二重線で消されたものについては、わかりませんが、農家台帳から消されるかと言ったら、そうではありません。農地台帳はあくまで、非農地通知を発送したら、除外になります。
○○委員	今は野帳を基にやっていますよね。
事務局	野帳からピックアップはしています。
○○委員	先ほど、○○へ行きましたよね。その時に、何筆か野帳からは消えていると言われましたよね。野帳から消えていれば、調査対象にはならないのですか。野帳から消えているものが、登記の地目も変更してあるか確認していますか。
事務局	野帳から消えた時期や理由という所まではわかりませんが、今回 確認したものは平成31年度の野帳になります。登記上は田です。
○○委員	ということは、野帳だけで登記は確認をしていないということで すよね。
○○委員	消えていたものは、調査の対象になっていたのですか。3年休耕である所を調査するということですが、去年野帳から抹消されていたとすれば、それ以前に調査をされていたということですか。
事務局	隣にある農地に関しては、ここ3年は特に非農地判断はしておらず、調査対象にはなっていませんでした。
○○委員	本来は3年経ったら調査をするという話で説明をずっと聞いてきたから、もし消えていたのであれば、その時に調査の対象になってい

ないといけませんよね。調査をして抹消されたのならわかるのですが、調査もしていないのに抹消されたというのは、なぜかという話になりますよね。

## ○○委員

個人で判断をして届出をされているのかもしれませんよ。国が耕作面積を減らすために、面積が決められているので、カットされていますよね。その対象自体の数字を、今やることによって農地台帳の全体面積から数字が下がるから、作ってもいい農地面積も下がってきます。それが最終目標ではないと思いますが、それを一つの目安にやっているのではないかと個人的には思っています。農地台帳に載っている面積がそれで把握されていますので、その農地台帳の面積がちゃんと耕作地になっているかがベースになっていて、その農地でちゃんと耕作できる状態なのか、全く耕作できない土地なのか、3年間休耕になっているから実態調査をして下さいという国の方針があるのではないのですか。

## 事務局長

○○委員がおっしゃっていることは、年2回は野帳に2重線を引く機会があって、台帳から外れていくというお話で始まっていると思いますが、その件はしっかりと確認が取れていないので、また確認をさせていただきます。

今、私達が話しているのは、3年前に農業委員会の制度が変わり、 一期前の農業委員会の構成段階から、この様な調査を始めておりま す。それ以前はこの調査はしておりません。実際に農地になっておら ず、農地とは呼べないようなものも台帳に残っていて、数字だけがそ のままで、実際の農地面積とは乖離していました。このままでは乖離 が進んでいくので、平成29年から農業委員会は、耕作放棄地が発生 しないように皆さんに声をかけてそうならないように努力をし、も う一方で、きちんと調査をして、現状で農地には戻せないようなもの については山林や原野として台帳から外していくことになりまし た。そうなれば登記簿上、田や畑ではなくなり、田や畑としての課税 をされないということにもなり、農地でないものは積極的に現況を 調べていきましょうと方針が変わりました。当時、富山県農業会議と も相談をしながら、小矢部市は、野帳で3年間耕作をしていないもの から調査を始めました。しかし、相当な数であったため、今は年1回 ですが、できるだけこちらで準備をして、それを基に現地で確認をし ていただいて、非農地かどうかの判断をするということを始めてい

	ます。3年間耕作をしていない所の調査が一通り終わると、その経過を踏まえながら、次にどんな所を調査していくかは、また考えていかないといけません。そういう国の動きに対して小矢部市農業委員会で取り組んでいるのは、3年間耕作をしていない所を皆で見回り、耕作をしていないものについては非農地としていき、全体の農地の面積を減らし、実態に合うように調査をしています。〇〇委員が言われたようなことは、しっかりと確認をしないとお答えできませんが、もし、言われたようなことができるのであれば、そもそも私達がやっていることの意味がなくなるので、きちんと確認をして、それからお話をさせていただきたいと思います。私達も取り組んでからまだ日が浅く、きちんと説明できない部分もありますが、このようにご質問をいただき、また整備をし、精度を高めていきたいと思いますので、次回しっかりとお答えさせていただきます。よろしくお願いしたいと思います。
○○委員	それでは、今やっていることは各県単位、市町村単位でやり方が違 うということですか。
事務局長	調査は同じですが、調査をして判断はしているが、所有者に通知していない市町村もあります。
○○委員	それは全国ですか。富山県ですか。
事務局長	全国的にも、富山県内にもあります。小矢部市では、改選前の前任の農業委員会の中で、せっかく皆さんに調べていただいたことなので、ご本人に知らせるということになりました。それによって本人から別の非農地の申請が上がってくることもあります。また、本人にどのように伝えるかですが、いきなり書面で通知する市町村もありますが、小矢部市では、まずこのような調査をしましたということをお知らせします。そして、司法書士にお願いをして特別な書類を作って、手数料を払うということもなく、本人申請であれば、押印をすれば仕上がるような登記申請書をお渡ししています。その旨を税務課にも伝え、農地として課税をしていれば、山林・原野の課税に切り替えるということを一緒に行っています。利用状況調査をしなければならないというのは全国的にですが、どのようなものを対象に調べていくかというのは、各市町村の事情もありますので、それぞれで

	す。小矢部市では、まずは3年間耕作をしていない農地から調査をしております。
○○委員	野帳からということですので、米作を中心とした農地ということですか。小矢部市の場合は、畑地は該当しないのですか。
事務局	現在のところは調査対象とはしておりません。
○○委員	田んぼから畑になっている所は、耕作をしているので非農地の判 断をしなくていいということですね。
○○委員	転作は関係なく、完全な休耕地ですよね。休耕地の3年経過したものを調査するということですよね。当面それをやっていって、登記が変われば、今の問題が解決するということですよね。何年かかるか分わかりませんが、まずは3年休耕のものを対象としているということですね。
事務局長	現在は、野帳で3年休耕のものを調査しており、次にどういう所を 調査するかというのは、今後考えなければなりません。
○○委員	少しずつでも調査をしていく方針であれば、皆、納得すると思います。
事務局長	一方で、そういう耕作放棄地が発生しないように、皆さんがそれぞれの地区で活動していただくということが、今の農業委員会に課せられた活動の一つになります。
○○委員	非農地通知を出しても、本人が登記を変更しなければ非農地にならないのでしょうか。
事務局長	登記地目は変わりませんが、非農地通知を出した時点で非農地になります。また、課税台帳上も変わります。現況課税ですので、すでに課税が変わっているものもあります。
○○委員	先ほどから、農地転用の申請漏れがありますよね。その場合の課税 はどうなりますか。

事務局	税金上は現況課税になりますので、登記が田でも現況が宅地であ
	れば宅地課税になります。税務課も現地調査や航空写真などで調査
	しております。ただし、法務局で登記を変えない限りは、地目は田の
	ままです。
事務局長	例えば無断転用をしていて、そこが宅地であると税務課が判断を
	したら、その段階から課税が変わっています。無断転用は、基本的に
	は経緯書と始末書を添付しています。昔は今ほど厳しくなかったの
	で、うっかりしていたとか、ほとんどが悪意のないものです。仮に悪
	意のあるものであれば、それなりのものを求めていくべきだと思い
	ますので、案件ごとに協議をしていただきたいと思っております。
○○委員	非農地通知を出されたことによって、土地の所有者がデメリット
	になることはありませんか。
事務局長	基本的にはないと思っています。
○○委員	なぜ消極的な市町村があるのか、何かデメリットがあるのではな
	いかと疑ってしまいます。
○○委員	法務局の手数料がかかるのでしょうか。
事務局	かかりません。相続未登記の場合で、司法書士に依頼するのであれ
	ば、個人負担でかかります。
○○委員	亡くなった人のままであれば手数料が掛かるということですね。
	そうなるとまた放っておく人が出てくるかもしれないですね。但し、
	小矢部市の野帳からは外れるし、課税も変わりますよね。消極的にな
	る理由がわかりません。
事務局長	今のところ特に問題が起きたことはありません。内容を伝えて、積
	極的に変更を行ってくださいというのが基本的な方針です。
会長	以上で無いようですので、本日の案件については全て終了いたし
	ました。これにて総会を閉会したいと思います。
	閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。

職務代理	本日は、農地パトロール及び総会での審議、どうもありがとうござ
	いました。利用状況調査ですが、中山間地もありますので、皆さん事
	故やけがの無いように進めていただきたいと思います。以上を持ち
	まして、10月の総会を終了いたします。ご苦労様でした。
	— 1 0 月総会終了 <del>—</del>

上記の通り、総会の議事録を確認する。 なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年10月7日

会長 宇川傳路

議事録署名委員 6番 三 輪 和 雄

7番 吉 江 秀 一